

最高裁第二小法廷

戸倉三郎 裁判官 殿

三浦 守 裁判官 殿

草野耕一 裁判官 殿

岡村和美 裁判官 殿

尾島 明 裁判官 殿

憲法と国際的な人権基準にそって松田さんへの処分を取消す判断を求めます

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク

共同代表：井前弘幸・寺本勉

大阪では、2011・12年の大阪府・大阪市「国旗・国歌条例」の制定以降、卒・入学式での大量処分が始まりました。「起立斉唱」の職務命令の3回違反での免職処分こそされなかったものの、現在に至るまで、戒告64人・減給3人の懲戒処分や再任用拒否（正確な数は不明）がされ、特定教職員の式場からの排除も継続されてきました。「君が代」起立斉唱の強制そのものは、明確に思想・良心・信教の自由を侵し、違憲であるがゆえに、教職員に起立・斉唱の「職務命令」を発出、それへの違反を理由に処分するというものです。

しかしこれらに対する多くの人事委員会や裁判闘争で、現在、戒告2件が取り消され、一昨年は梅原さんの再任用拒否が「裁量権の乱用」として国家賠償が認められ、最高裁でも確定しています。松田さんの今回の裁判も、教職員のみならず、生徒・保護者の思想・良心・信教の自由をも守り、人権侵害を許さない闘いであるといえます。

なぜなら行政・権力が教職員に生徒の範となれとして、教職員への「君が代」起立斉唱強制を当然としているのですから、やがてそれは児童・生徒にも及ぶものとなることは必然だからです。さらには教育における過度なナショナリズムの鼓吹や教育内容への介入にもつながるものです。

例えば、一昨年、大阪府教委は維新議員の学校での「日の丸」掲揚チェックを受けて、教職員に各学校での掲揚・降納の時間帯や形態を厳格化するように通知しています。さらに昨年、吹田市では、小中学での児童・生徒の「君が代」の暗記調査までしていることが明らかになっています。また隣の京都においても、児童・保護者に「不起立」をやめさせるために、学校側が、長時間の「説得」をする事例もあり、他の府県でも同様の状況があることが再認識されました。

したがって松田さんの裁判は、教育における思想・良心・信教の自由を守り、国家・権力の教育支配を許さない闘いであり、延いては日本国憲法に規定された基本的人権を実現する取り組みでもあります。

昨年、国連の自由権規約委員会は、日本の「日の丸・君が代」強制は自由権規約（思想・良心・宗教の自由）に違反との勧告を發しました。すでにILO/ユネスコ合同専門家委員会も2度にわたって、教職員に強制すべきではないとの是正勧告を行っています。〔2019年勧告では、「式典に関する教員の義務について合意し、国旗掲揚と国歌の斉唱に参加したくない教員への配慮ができるように、愛国的な式典に関する規則について教員団体と対話する場を設定すること」「不服従という無抵抗で混乱を招かない行為に対する懲罰を回避する目的で、懲戒処分のメカニズムについて教員組合との協議すること」としています〕

こうした教職員の地位や権利に関する国際的な基準にも基づき、松田さんへの処分を取り消す判断をされんことを要望致します。